(令和元年10月1日改正)

法人税割の区分		8. 4/100
法人等の区分		税 率
1号法人	1 次に掲げる法人	年額
	イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する	60,000円
	公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すること	
	ができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で	
	収益事業を行うものを除く。)	
	ロー人格のない社団等	
	ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する	
	非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除	
	く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人	
	一、休険業伝(平成7年伝律第103号)に規定する相互云社以外の伝入で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人	
	を除く。)	
	このへ。	
	額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税	
	法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲	
	げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額	
	が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業	
	所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する	
	給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から	
	第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	
2号法人	2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であ	年額
	るもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	144,000円
3号法人	3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1	年額
	億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	156,000円
4号法人	4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1	年額
	億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	180,000円
5号法人	5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以	年額
	下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	192,000円
6号法人	6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以	年額
- II VI. I	下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	480,000円
7号法人	7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものの	年額
0 1 14 1	うち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	492,000円
8号法人	8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円	年額
0 = 3+ 1	以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	2, 100, 000円
9号法人	9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものの	年額
	うち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000円